

No. 44 幸田町

担当部課名		T E L	直通・内線	F A X
上下水道部 下水道課		0564-62-1111	内線 242	0564-63-5129
住 所	〒444-0192 額田郡幸田町菱池字元林1-1		担当者氏名	雉 野
U R L	http://www.town.kota.lg.jp/		E-mail	gesuido@town.kota.lg.jp

(1) [補助金額] (単位：円)

人槽区分	限度額	特定地域	人槽区分	限度額	特定地域
5人槽	398,000	—	11～20人槽	補助しない	—
7人槽	462,000	—	21～30人槽	補助しない	—
10人槽	583,000	—	31～50人槽	補助しない	—
			51人槽以上	補助しない	—

(2) [令和7年度の補助計画基数] (単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11～20人槽	21～30人槽	31～50人槽	51人槽以上	合 計
	3						3

前年度実績基数（1基）

(3) [補助対象地域]

- ・次の区域を除く区域
 - ①公共下水道事業認可区域
 - ②農業集落排水事業処理区域
 - ③その他町長が指定する区域

(4) [特定地域の有無] 無

(5) [補助対象条件]

- ①浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽であつて、平成4年10月30日付衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知に定める浄化槽設置整備事業における国庫補助指針が適用されるものにあつては、同指針に適合するもの
- ②10人槽以下の浄化槽
- ③住宅（主に住居の用に供する建築物又は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建築物）飲食店及びこれらに類すると町長が認める建築物に浄化槽を設置する者又は浄化槽付建売住宅の購入者

(6) [欠格要件]

- ①浄化槽法5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者
- ②建物又は土地を借りている者で、貸主の承諾が得られない者
- ③販売の目的で浄化槽付住宅を建築（改築を含む）する者

(7) [補助金交付申請書に添付する書類]

- ①審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- ②配置図及び排水経路図
- ③設置場所の案内図
- ④浄化槽設置工事見積書の写し
- ⑤建物又は住宅等を借りている者は、貸主の承諾書
- ⑥住宅を建売者から購入した場合は、その契約書の写し
- ⑦その他町長が必要と認める書類

(8) [実績報告書に添付する書類及び提出期限]

- ・提出期限：事業完了後1ヶ月以内又は当該年度3月10日のいずれか早い期日
 - ①浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
 - ②浄化槽法定検査依頼書の写し
 - ③浄化槽の設置に要した費用の領収書及び請求書の写し
 - ④施工の写真
 - ⑤その他町長が必要と認めるもの

(9) [その他]

既設みなし浄化槽の有効利用（雨水貯留槽など）に上限7万5千円の補助を行っている